○六軍艦、有地少將　神戸十二月廿四日午後特發　横須賀、高千穂、筑紫、海門、葛城、大和の六軍艦は本日午前九時尾州竹腰へ出發可地にて明天三週間演習すべし○有地少將は本日出帆の山城、向け出發されたり　○府會閉場　京都同上　京都府會は本日閉場しぬ　○恐喝取財事件、和歌山同上　高橋、中松等の被告事件は本日大坂控訴院にて無罪の宣告ありしが立會檢察官は本日閉場しぬ

時事新報

讀ウヤパンメール

曾て時事新報に載せたる御用商人云々の事に付横濱のウヤパンメール新聞が反對論を差向けられたるに付其節一言を記して之に答へ內國の事に關してメール新聞が我輩を駁擊せらるゝも或は之に答ふるみとなかるべしと念の爲めに斷り置きしに昨日は又メール新聞に其事を揭ゲ日本は諸新聞と議論するは反對論者の直常に驕昧にして失望に堪へず先般時事新報の說の如きは其一例にして御用商人云々荷も人の病を知るからには仮令へ重症と知りながらも之を不問に附す可らずとは尤もなれども其症候を言ふずしては施療の案も立つ可らずとて公然さる詰問あれども此詰問が即ち我輩の答ふるを好まざる所のものにして兼て特に斷り置きしも此邊の用心の爲めのみなれば御用商人の病症に付ては我輩みれと云はざれども其病症の輕重に論あく天下に御用商人ある者を止先にするも全國の商人が同盟まて政府と答る等の患なきはメール新聞の許す所ならん此論の結末丈けにても我輩は滿足する所のものなり

電報

○宮城縣會　仙臺十二月廿四日午後特發
豫て開會中なりし宮城縣會は今日閉場式を擧げたり決議總額は四十六萬六千六百八十一圓八十二錢一厘にして昨年度より三萬五千五百七十二圓十錢五厘の減額なり

○和歌山縣會　和歌山十二月廿四日午後特發
豫て開會中なりし本縣會は昨日を以て結了し同夜閉場式を執行したり

○千葉縣會　千葉十二月廿四日午後特發
去る二十一日を以て本縣通常縣會を讃し引續きて常置委員會を開らき居れり

○高橋銃一郎氏の無罪　大坂十二月廿四日午後特發
和歌山日々新聞社員高橋銃一郎同縣會議員中松小槃根來德之介の三氏に對する恐喝取財被告事件を證據不充分にて今日大坂控訴院は無罪放免の宣告を下しぬ

○秘密出版事件　捕縛せらる　靜岡十二月廿四日午後特發
本縣下伊豆の人石井彌一郎ある者は秘密出版事件の嫌疑に因りて捕縛せられたり

宮廷錄事

○行幸　來る二十一年一月七日陸軍始めに付臺上には同日午前九時三十分御出門青山練兵場へ行幸の旨昨二十四日仰出されたり但し雨雪等なれば行幸遊ばされざるよし

○行幸　臺上には義よ仰出されたる如く一昨二十三日午前九時御出門步兵第一旅團本部步兵第一聯隊營東京鐵道病院等御巡覽の上東京就營に於て御畫餐午後一時頃より騎兵第一大隊營、輜重兵第一大隊營步兵第三聯隊營、砲兵第一聯隊營等御巡覽遊ばされ五時三十分還幸在らせ給ひしよし

○明宮殿下　には一昨二十三日正午より皇居御遊營場に成せ給ひたり

雜報

○有栖川一品宮　同特會檢閱後は一昨二十三日午後九時馬關より豐州へ向け出發されたるよし

○海軍擴張別途費五千萬圓の廟議　先頃伊藤大山の兩大臣を始めろの向の人々十數名の一行が琉球諸嶋と巡廻せし重ある目的は海防の一點よりありしとは二大臣巡行の遺筋を知る其紀聞に就て此程の時事新報に揭載せしが如くなるが一任呉佐世保の兩鎭守府が數年を出でずして完く成るとするも之れに備ふるの豫備艦を如何と問へば日本現今の海軍に就て少き其答辭に躊躇する場合もあり又海岸要所に砲臺を築き水雷艦を備へ付くる抔何れも目下の急務あるに之れを後にして鎭守府は大工事にのみ心と專にを可らず彼を考へ此を思へば鎭守府は建築よりも尙ほ急にす可きものもある可しなぞ都てその考慮は海岸防禦の一點に歸して到底とろは日本海軍擴張の一段あれともイザとあれば非常の入費を要するは已むを得ざる事にて今後幾許の軍費を增加もべきは當然なれども海軍にてもの陸軍にてもろの主任の人とあれば自然己が田に水を引ク各〳〵ろの受持の事業を擴張するに熱心なるの餘り勢ひ入費の如何と顧みるに遑あらざるは是亦人情にて一方に海軍陸よりも急なり是丈けの金を入用なりと云へば一方には又陸軍海よりも切迫なり幾許の費用あるる可らずと海陸互に兩全を欲せるろの中間に立ちては總理大臣も孰れを急とし孰れを不急と爲ま難けれども兎に角多額の國庫金を要するに至りては篤と熟慮の場合もある可し彼是にて先日來の巡視ゆりしとの事なるが中には鎭守府の如ク大工事を所々に起すは暫らく後日の談として差向ク石炭薪水等何り日何時にても得らるゝ樣ある小軍港を所在須要の地ま置ク且之と防ぐが爲めに砲臺を築くの優れるに若かずと云ふ說も有る由にて今日は急は先ず軍艦を新製ま水雷艦を造ると最も肝要あらんと云へり兎に角軍艦の不足は一般軍人の知悉する所にて海軍省には總理大臣の巡視を幸ひ海軍擴張論と提出し議決の上は來る廿三年より廿八年まで向ふ五箇年間に海軍擴張の爲め別途費五千萬圓增額の議案を內閣に提出ま此金にて軍艦十五艘水雷艦凡そ三十艘を新製し并に呉佐世保鎭守府等に用ふるの目的ありと云へり尙ほ先年來募集せし海軍公債もあれども這は既に呉佐世保の兩鎭守府設立其他水雷艦準備等の費用ま充て今更之と以て軍艦增製の一方のみに使用する能はず左れば改めて此別途費を請求せしものなる可し云々等れ風說あり暫らく記して後の確報を待つ

○葉伯の履言　農工商の政治に關係ある某伯は就任の初先豫て親しク紳士に今回自分ゞ擔任の官衙い國家必用の諸業を奬勵すべク主務省に在ゞながら數月の內に二三回主任者更代し爲めに百事を紊滯せしめたるは氣の毒あれば自分は是より此碍滯事務を處分する積りありと物語りまよしに聞きしが同伯の上任後第一に樣式米商兩會社の處分につク斷然延期と與へ又第二に越中國魚ケ谷の鑛山紛紜は隨分混雜せる事情のゆりしものなれども終に平穩に雙方の局を結ばしめ第三に去る明治十八年より根據を起し三箇年の星霜を經て益々錯亂せし彼の十州鹽田會の處分一條ま今回一大英斷と以て組合規約の大要第二條營業期節の制限實地施行を中止し大體れ十州鹽田會組合の規約は其儘にして實際に差支を生ぜし箇條のみ實地再調査を爲さるひる如きは事の當を得たるものにて僅か三四箇月の間に前言を變行せしは流石剛毅の評ある某伯の所爲なりと風說の儘と記す

○後藤伯　にい千葉縣下有志者の招待もあゞ旁々廿七日東京出發にて該地へ漫遊するとの事あり

○大山陸軍大臣　は今度我內地巡視の爲め渡航またる清國兵部郎中傳寶龍、刑部主事顧厚煜、翻譯官傳范晃の三氏を昨二十四日砲兵本廠內の後樂園に招請して午餐を饗應またるよし

○敍任及辭令　十二月廿四日

皇居御造營事務局出仕　平岡　通義
任元老院議官（敍勅任官二等）　休職造幣局技監　遠藤　謹助
兼任造幣局長（同奏任官一等）　正六位勳六等　長谷川爲治　大野　利新　白川　勝文
任遣幣局次長（同二等）
任匠師（敍奏任官三等年俸千六百圓下賜）　岸山　東熊
（同四等年俸千二百圓下賜）　中澤　則武
同（同四等年俸千百圓下賜）　啓
任華族女學校教授（同六等年俸五百圓下賜）　鳥山　孫七郎
皇太后宮大夫　杉　通義
皇居御造營殘業御用掛被仰付　元老院議官　平岡
皇居御造營殘業掛長被仰付　內匠頭　堤　正誼
調度局長　三宮　義胤
皇居御造營殘業裝飾御用掛被仰付　內匠助　麻見　義修
皇居御造營殘業工事御用掛被仰付　大坂府四等技師　船曳　甲
依願免本官　學習院教授　湯本武比古
華族女學校教授　澤田　梅子

○海軍擴張別途費五千萬圓の廟議　先頃伊藤大山の兩大臣を始めろの向の人々十數名の一行が琉球諸嶋と巡廻せし重ある目的は海防の一點よりありしとは二大臣巡行の遺筋を知る其紀聞に就て此程の時事新報に揭載せしが如くなるが一任呉佐世保の兩鎭守府が數年を出でずして完く成るとするも之れに備ふるの豫備艦を如何と問へば日本現今の海軍に就て少き其答辭に躊躇する場合もあり又海岸要所に砲臺を築き水雷艦を備へ付くる抔何れも目下の急務あるに之れを後にして鎭守府は大工事にのみ心と專にを可らず彼を考へ此を思へば鎭守府は建築よりも尙ほ急にす可きものもある可しなぞ都てその考慮は海岸防禦の一點に歸して到底とろは日本海軍擴張の一段あれともイザとあれば非常の入費を要するは已むを得ざる事にて今後幾許の軍費を增加もべきは當然なれども海軍にてもの陸軍にてもろの主任の人とあれば自然己が田に水を引ク各〳〵ろの受持の事業を擴張するに熱心なるの餘り勢ひ入費の如何と顧みるに遑あらざるは是亦人情にて一方に海軍陸よりも急なり是丈けの金を入用なりと云へば一方には又陸軍海よりも切迫なり幾許の費用あるる可らずと海陸互に兩全を欲せるろの中間に立ちては總理大臣も孰れを急とし孰れを不急と爲ま難けれども兎に角多額の國庫金を要するに至りては篤と熟慮の場合もある可し彼是にて先日來の巡視ゆりしとの事なるが中には鎭守府の如ク大工事を所々に起すは暫らく後日の談として差向ク石炭薪水等何り日何時にても得らるゝ樣ある小軍港を所在須要の地ま置ク且之と防ぐが爲めに砲臺を築くの優れるに若かずと云ふ說も有る由にて今日は急は先ず軍艦を新製ま水雷艦を造ると最も肝要あらんと云へり兎に角軍艦の不足は一般軍人の知悉する所にて海軍省には總理大臣の巡視を幸ひ海軍擴張論と提出し議決の上は來る廿三年より廿八年まで向ふ五箇年間に海軍擴張の爲め別途費五千萬圓增額の議案を內閣に提出ま此金にて軍艦十五艘水雷艦凡そ三十艘を新製し并に呉佐世保鎭守府等に用ふるの目的ありと云へり尙ほ先年來募集せし海軍公債もあれども這は既に呉佐世保の兩鎭守府設立其他水雷艦準備等の費用ま充て今更之と以て軍艦增製の一方のみに使用する能はず左れば改めて此別途費を請求せしものなる可し云々等れ風說あり暫らく記して後の確報を待つ

○獨逸國會開院式の勅語　獨逸國會は去月二十四日を以て開院式を行ひたり其折內務大臣ボーチチャー氏が讀上げたる皇帝の勅語い左の如くなりしと

外交政略に關しては我獨逸は戰爭の危難を避け又は無法なる攻擊に備ふるが爲め同盟連衡の條約を結び專ら列國との交誼を厚ふし以て歐洲の平和を維持することと勉めたり我獨逸は曾て他國を蠶食せんとの希望を抱かず又戰爭に訴へて其目的を遂せんとするが如ク大志ども有せず隣國の人民を侵凌奪略せんとするが如き非望の擧は獨逸人民の知るべし陸海兵備として又我憲法の許さゞる所ありと知るべし陸海兵備の擴張い敢て隣國を侵さんとの意にならず獨逸は他の恐嚇と免れ國の獨立と保つことを欲するものなり即ち國の富强以て四隣滴々の間にありと雖も毫も顏色を動かさゞるの度に至らんまとを希望とするものなり皇太子の疾病は獨り皇帝の心に於て之を悲しむのみならず實に全國人民の憂ふる所あり苟しくも人事の及ばん限りは之を慰さゞることあし然れども其天運の如何に至ては一國並に一人の運命と擧る上帝の冥助に依らざるを得ず上、上帝に對して深く其誠心を致を下、人々各自の義務を盡して怠ることなくんば天の我獨逸ま福ひすること將に永遠無窮なるものゆるべ之を若し夫れ國の財政に至ては其費途の效見るべきものゆり大藏省の豫算に依るに來年度には國庫に五千萬マーク餘剩と生ずべきの割合あり又其施行すべき政令の重なるものは寡婦孤兒の給助金に强て官吏の義捐金と募ることを廢する事、米穀稅を增す事、義勇兵の制度を改めて之を强盛ならしむる事職工の保險法を設くる事、獨墨條約の延期、北海道の事、獨墨條約の延期、北海道の事、獨墨條約の延期、北海道の